

義務教育施設の整備等に係る補助制度等の拡充に関する要望

近畿部会提出

現在、全国的に義務教育施設において、築50年を超える校舎棟を中心に改修の時期を迎えているのが現状です。各自治体において、長寿命化や新設を含む合理化など、将来を見据えた抜本的対策は必須と考えますが、憲法第26条に定められた義務教育に係る施設であるにも関わらず、現在の国の補助制度等は、それらを管理する地方団体にとって充実した内容とは言い難い状況です。

義務教育は、憲法第26条において無償で受けることを保障された権利であり、義務教育諸学校の建物の建築に要する経費については、地方財政法第10条において国が進んで負担する必要がある経費であると規定されています。

また、現在の技術水準においては新設後の供用期間が80年にも及ぶことから、それだけの長期間となる整備頻度も鑑みた中においても、義務教育に係る設備の費用については国が負うべきであると考えます。

「国家百年の計は教育にあり」、とすることからも、これからの時代を担い、郷土を愛し誇りに思う子ども達が育つためには、教育に力を注がねばなりません。

今後の日本の未来を担う子どもたちの安心安全を確保するためにも、義務教育施設の整備は喫緊の課題であるにもかかわらず、その整備においての負担を一律に自治体に求めるだけでなく、少なくとも義務教育の期間にある施設の整備は国も同等の責任を負うべきであると考えます。

このことから、小学校及び中学校の義務教育施設に係る経費については、各自治体への負担を求めることなく、国による地域情勢を鑑みた交付金的な補助制度等の拡充を強く要望するものです。